



登録有形文化財登録証

平成30年11月2日 登録

登録番号第23 - 0517号

爲三郎記念館爲春亭 一棟

木造平屋一部地下1階建、瓦葺、建築面積325㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成30年11月2日

文部科学大臣

柴山昌彦





登録有形文化財登録証

平成30年11月2日 登録

登録番号第23 - 0518号

爲三郎記念館知足庵 一棟

木造平屋建、銅板葺、建築面積17㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成30年11月2日

文部科学大臣

柴山昌彦





登録有形文化財登録証

平成30年11月2日 登録

登録番号第23ー0519号

爲三郎記念館待合 一棟

木造平屋建、杉皮葺、建築面積2.6㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成30年11月2日

文部科学大臣

柴山昌彦





登録有形文化財登録証

平成30年11月2日 登録

登録番号第23 - 0520号

爲三郎記念館雪隠 一棟

木造平屋建、杉皮葺、建築面積1.8㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成30年11月2日

文部科学大臣

柴山昌彦





登録有形文化財登録証

平成30年11月2日 登録

登録番号第23 - 0521号

爲三郎記念館正門 一棟

木造、瓦葺及び檜皮葺、間口1.6m、左右袖塀付

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成30年11月2日

文部科学大臣

柴山昌彦





登録有形文化財登録証

平成30年11月2日 登録

登録番号第23 - 0522号

爲三郎記念館東門 一棟

木造、こけら葺、間口1.2m、左右袖塀付

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成30年11月2日

文部科学大臣

柴山昌彦

